

介護保険制度が 改正されます

る世帯で、全ての第1号被保険者の収入の合計が520万円（単身383万円）以上の世帯の月額負担上限額（高額介護サービス費支給基準額）を3万7200円から4万4400円に引き上げます。

▼平成27年8月から、「高額医療・高額介護合算制度（※）」の70歳未満の方の負担上限額を一部引き上げます。

※高額医療・高額介護合算制度とは、年間の介護保険サービス費と医療費の自己負担の合計額が一定の負担上限額を超えた場合に、その超えた額について給付を行う制度です。

③施設入所（短期入所）における多床室の居住（滞在）費の引き上げ

▼平成27年4月から、特別養護老人ホームや介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所・短期入所したときの多床室の部屋代を、1日につき320円から370円へ引き上げます。

▼平成27年8月から、特別養護老人ホームの多床室について、1日につき370円から840円へ引き上げます。

④施設入所（短期入所）における食費・居住（滞在）費軽減の対象要件を見直し

▼平成27年8月から、市民税非課税世帯を対象とした負担軽減について、市民税非課税世帯であっても世帯分離している配偶者が市民税課税者である場合は、軽減を受けることができません。また、市民税非課税世帯であっても、本人および配偶者（世帯分離している

方を含む）の預貯金等が一定額（単身1000万円、夫婦2000万円）を超える方は、軽減を受けることができません。

▼平成28年8月から、非課税年金（遺族年金・障害年金）も判定対象となります。

改正③ その他の制度改正

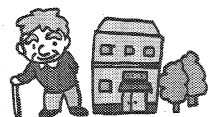
①介護報酬の改定

平成27年4月から、介護保険サービスの利用金額が変わります。詳しくは、ケアマネジャーまたはサービス事業所にお問い合わせください。

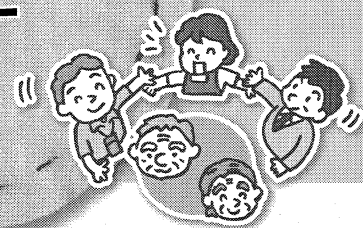
②住所地特例の対象施設にサービス付き高齢者向け住宅が追加

平成27年4月から、サービス付き高齢者向け住宅に入居された方も、住所地特例（※）の対象となります。ただし、平成27年3月末までに入居された方については対象となりませんので、ご注意ください。

※住所地特例とは、他市町村から介護保険施設・老人ホーム等に住民票を異動した場合に、異動前の市町村が保険者となり介護保険料の徴収や介護サービス（給付）などを行う仕組みです。



介護保険制度が 改正されます



平成26年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」が改正され、ことし4月から介護保険制度が段階的に改正されます。今回は、改正内容の大きなポイントについてお知らせします。

介護保険制度について

平成12年度にスタートした介護保険制度は、高齢になり介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活が送れるように支援する制度です。支援を行うための給付費等は、40歳以上の方の保険料と国・県・市の公費で賄われています。

介護保険制度を持続可能な社会保障制度とするため、段階的に次のような改正が行われます。

改正① 地域包括ケアシステムの構築

75歳以上の人口が急増する2025（平成37）年を見据え、住み慣れた地域で生活を続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援サービスを地域の中で一体的に提供する「地域包括ケアシステム」を構築します（下図参照）。

▼生活支援と介護予防サービスの充実

要支援1・2の方を対象とした介護予防訪問介護サービスと介護予防通所介護サービスは、「介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行します。今後は、利用者のニーズに合わせて地域のさまざまな資源を活用しつつ、多様なサービスを提供する仕組みを構築します。

新しいサービスの内容や開始時期（平成28年度中を予定）、利用者負担などは決まり次第お知らせします。

改正② 費用負担の公平化

低所得者の保険料軽減措置の導入や、保険料の上昇をできる限り抑えるために、所得や資産のある方の利用者負担を見直します。

①低所得者への保険料軽減措置の導入

平成27年4月から、一定の要件を満たす低所得者について、保険料基準額の5%を公費で賄うことで負担軽減を図ります。対象者は次の方です。

- ・生活保護受給者または中国残留邦人等支援給付受給者
- ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方
- ・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下となる方

②所得が一定以上ある利用者の自己負担を引き上げ

▼平成27年8月から、合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の全ての第1号被保険者（65歳以上の方）の年金収入とその他の合計所得金額の合計が346万円（単身280万円）以上の第1号被保険者の利用者負担割合を、原則1割から2割に引き上げます。

▼平成27年8月から、課税所得が145万円以上の第1号被保険者のい

③小規模型の通所介護サービスが地域密着型サービスへ移行

平成28年4月から、利用定員18人以下の「通所介護事業所」は原則高知市の被保険者しか利用できない「地域密着型通所介護事業所」へ移行します。

④特別養護老人ホームの新規入所者を原則要介護3以上に限定

平成27年4月から、要介護1・2の方は特別養護老人ホームに新たに入所できません（既入所者を除く）。ただし、要介護1・2の方でもやむを得ない状況等による場合は、特例的に入所を認められる場合があります。